

令和 年 月 日

保育園長 様

園名 _____ 保育園 _____ 組

園児氏名 _____

保護者氏名 _____

療養解除届

上記の者は、以下により療養をしておりましたが、出席停止期間を経過しましたので本届を提出します。

該当に ○	病名	出席停止期間の基準
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで ※無症状の場合は、検体採取日を0日として5日を経過するまで

発症日	令和 年 月 日
解熱した日 ※インフルエンザの場合	令和 年 月 日
症状が軽快した日 ※新型コロナウイルス感染症の場合	令和 年 月 日
登園開始日	令和 年 月 日

保護者のかたへ

- ・インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症は出席停止期間の基準が定められています。この間はほかの人に感染させる恐れがあるため、登園することはできません。
- ・保護者のかたが記入し、医療機関に記入を求めないでください。
- ・療養解除後は、必ず登園する前に保育園へ連絡をお願いします。
- ・療養後登園するにあたり、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。
- ・出席停止期間の数え方については、裏面を参考にしてください。

<出席停止期間の数え方>

1 インフルエンザの場合

【例1】5/17から登園可能

5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17
0日目 発症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目 登園開始日
		0日目 解熱	1日目	2日目	3日目	

【例2】5/18から登園可能

5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18
0日目 発症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		
			0日目 解熱	1日目	2日目	3日目	4日目 登園開始日

2 新型コロナウイルス感染症の場合

【例1】5/17から登園可能

5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17
0日目 発症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目 登園開始日
		0日目 症状軽快	1日目			

【例2】5/18から登園可能

5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18
0日目 発症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		
					0日目 症状軽快	1日目	2日目 登園開始日

【例3】無症状の場合

5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17
0日目 検体採取	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目 登園開始日